



議会改革特別委員会



議会だより掲載記事

No.128 (令和3年1月) ~ No.138 (令和5年7月)



令和2年10月29日

議会改革特別委員会
委員長 江口 智子 様

中標津町議会議長 後 藤 一 男

議会改革特別委員会付託詳細について

本町の将来人口は2045年までに5,000人減り、1万8,000人になるという推計が出ている。現に人口のピークであった平成24年12月の24,302人から令和2年9月には23,216人と8年間で1,086人の人口減となっている。今後益々人口減が加速されていくと想定される。

その中であって我々議員は町づくり、また議会というものを真剣に捉えて行動していかなければならない。

今議会改革特別委員会においては、議会の機能を更に高め、そして議員が活躍しやすい議会とはどういう議会なのか、どうあるべきなのか。

また、自治基本条例には協働として、町民、議会及び行政が共通の目的を実施するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すると規定されている。どのような活動によって我々議員は共通の目的を町民と作り上げ、分かち合うことが出来るのか。

これらのことを念頭に議員が自己研鑽に努め、活発な活動により町民の理解と協力、そして信頼を得られる議会となることを基本目標として、下記の5項目の調査・審査を求める。

記

1. 議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減
2. 議員の活躍を担保できる報酬
3. 議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数
4. 通年議会は議会活性化に繋がるか
5. 自治基本条例の議会条項についての検証と議会基本条例制定の検討



①後藤議長より本書を手交される江口智子議会改革特別委員長

広域連合・一部事務組合の議会報告

3月2日開催

根室北部廃棄物処理広域連合

(構成町：中標津町、別海町、標津町、羅臼町)

- 令和2年度一般会計補正予算
106万円を減額し、予算総額9億8,214万円
- 令和3年度一般会計予算総額
8億9,100万円

根室北部消防事務組合

(構成町：中標津町、別海町、標津町、羅臼町)

- 令和2年度一般会計補正予算
128万5千円を追加し、予算総額17億3,304万9千円
- 令和3年度一般会計予算総額
16億8,905万円

根室北部衛生組合

(構成町：中標津町、標津町、羅臼町)

- 令和2年度一般会計補正予算
2,166万円を減額し、予算総額4億340万9千円
- 令和3年度一般会計予算総額
8億6,869万3千円

中標津町外2町葬斎組合

(構成町：中標津町、別海町、標津町)

- 令和3年度一般会計予算総額
7,358万1千円

中標津町議会に関するアンケート調査のご協力

本調査の目的は、皆さまの中標津町議会への意識調査を行い、議会改革を進めるにあたり、より町民の負託に応えるべく行うものです。

期間は**5月6日から5月31日**までとなっております。

アンケートは、各種団体をお願いするほか、より多くの町民の皆様に参加していただけるよう、こちらのQRコードからもご回答いただけます。

また、紙のアンケート用紙が必要な方は、議会事務局までご連絡ください。



<http://www.nakashibetsu.jp/gikai/gikaikaikaku/>

議会改革特別委員会



◆副町長の選任について同意しました

人事案件

任氏
期名
遠藤俊勝氏
令和3年4月1日から
令和7年3月31日

中標津町議会SNSを活用した委員会招集等について

令和2年6月12日定例会で報告がされた議会改革特別委員会審議結果報告において、「SNSによる委員会招集連絡については改選後の委員会招集からSNSを利用する議員について開始します。」とされたことを踏まえ、令和2年7月より議会運営委員会委員での試行を重ね、同年9月より「株式会社パスカル」(長野県佐久市)が提供する、一斉連絡配信システム「オクレンジャー」の本格運用を開始いたしました。

緊急連絡網・安否確認システム



これまでハガキを利用した委員会招集、またFAXを利用した各種連絡事項等が、事務局のパソコンから議員個人の携帯電話に一斉に連絡配信が可能となり、通信運搬費の大きな削減と併せ、議員及び事務局双方の利便性が大きく向上しました。

また、事務局からは議員の既読未読の状況が把握でき、連絡漏れを防ぐことができること、アンケート形式により委員会開催日程の調整がスムーズに行えることなど、大幅な業務改善につながっています。

試行から導入を経て、間もなく1年が経過いたしますが、当初戸惑っていた議員も、今ではしっかりと活用していることを考えると、これも一つの「改革」であることを実感しています。

今後は、閉会中の委員会資料を事前に配信することを検討しており、資料の事前確認を行うことで、委員会での活発な議論につながることを期待しているところです。

議会改革特別委員会 委員長 江 口 智 子

議会改革特別委員会委員と自治推進会議との懇談会

【第3回中標津町自治推進会議】

日 時：令和3年3月23日（火）19:00～20:30

場 所：寿宴

出席者：18名（中標津町自治推進会議委員6名、ファシリテーター1名、議長、議会改革特別委員会委員6名、企画課事務局4名）

町の憲法である自治基本条例が見直しの時期にきていることから、町長より諮問を受けた自治推進会議と条例の遵守状況や見直しの項目などについて懇談しました。

【懇談の内容】

- ①解説書が小・中学生にもわかりやすい内容になっている。
- ②議会に関する検証は行われているのか。
- ③自治基本条例第23条の4にある調査研究の方法について。
- ④議会基本条例の制定には自治基本条例の議会部分の検証が必要ではないか。
- ⑤町民参加の機会の確保のため、さらなる研究が必要か。
- ⑥条文の「です、ます」調は温かみがあって良い。



議会改革特別委員会 経過報告

令和2年10月に立ち上げられた議会改革特別委員会は、付託の5項目に対する各委員の考えの共有に始まり、そのうえで前期の議会改革特別委員会において議員大多数の賛同を得ながら、周知期間が不十分として定数削減に至らなかった経緯を受け、付託の1「議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減」をまずは集中的に議論することとし、精力的に審議を行ってきました。

コロナ禍で活動が制限される中ではありましたが、3月には自治推進会議と、5月には議会モニターとも意見交換を行い、並行して議員各位にも多大な協力をいただきながら実施した町民アンケートでは404件の回答を得、出来得る限り町民の声を聴く努力もしながら進めてきました。

この経過を踏まえ、5月24日開催の改革委員会において、次期改選時に定数削減すべきであるとの結論に至ったことを報告します。

定数削減には、議会機能の発展と議員一人ひとりが活躍する議会へ改革する必要がある、常任委員会の活性化と議員の資質向上を図るべく、既に常任委員会間の情報の共有と調整の実施、常任委員会会議の開催による討論の実施、さらに今般、提案の閉会中の常任委員会提出資料の事前配布など、委員会及び議員個々の研鑽を視野にみなさんのご理解、ご協力の下で試行ができております。また、さらなる委員会改革を検討していくことを踏まえ、定数削減を行っても議会機能の維持・向上が可能との見解が一致したものです。

議会モニターからも、選挙にならないから定数を減らすという考え方ではなく、各議員の活動において、何をしているかが見えない、わかりにくい現状を変革するための体制づくりの先に、定数削減があるべきだとの意見が寄せられ、町民アンケートにおいては71%が「定数削減に賛成」と回答しており、「今のままで良い」と「定数削減に反対」を合わせた12%を大きく上回る結果となりました。また、17%が「わからない」と回答しています。

今後は付託の3「議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数」をはじめとする他の付託事項も掘り下げながら、本年12月定例会を目指し適正な定数についての中間報告をすべく余念なく審議を進めて参ります。

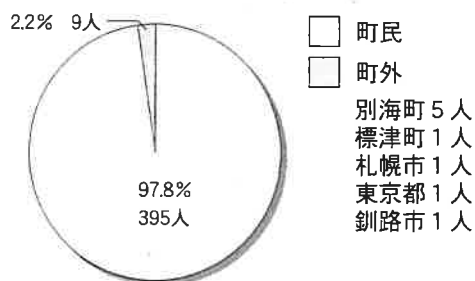
令和3年6月9日

議会改革特別委員会 委員長 江 口 智 子

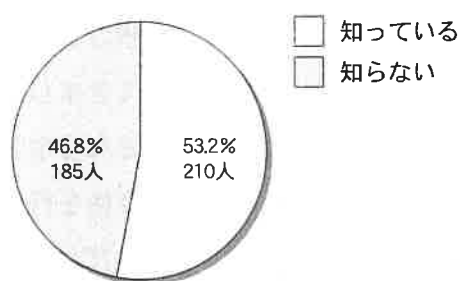
中標津町議会に関する アンケート調査結果

実施期間：2021年5月6日～5月31日 回答件数：404件

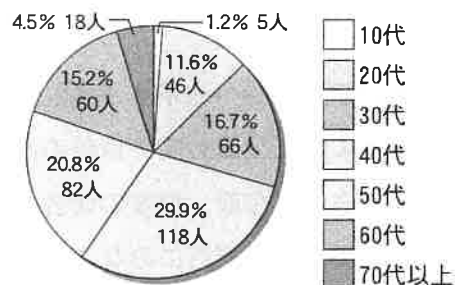
■あなたは中標津町民ですか？



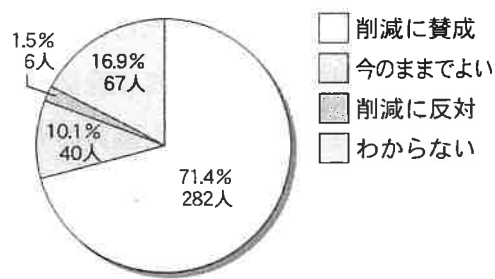
■中標津町議会の議員定数をご存知ですか？



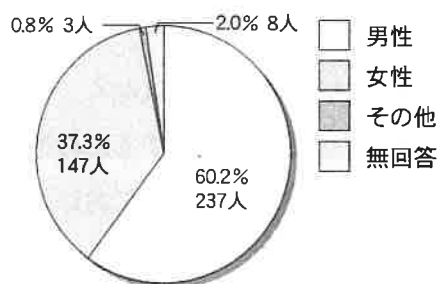
■年齢は？



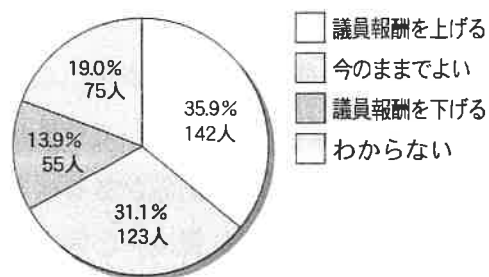
■定数削減のあなたの考えは？



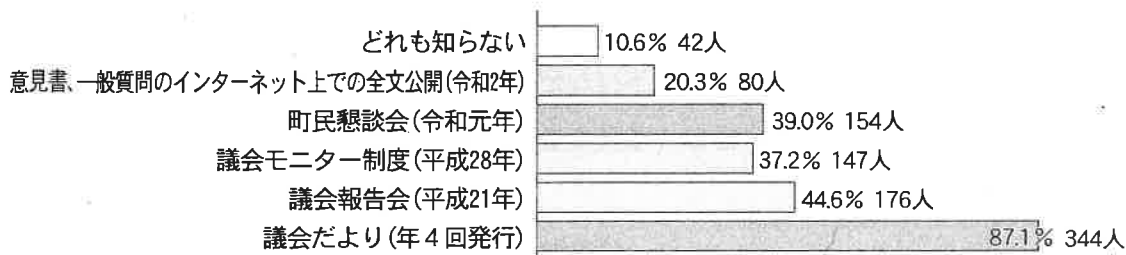
■性別は？



■議員報酬のあなたの考えは？



■町民に開かれた議会のための取り組みを知っていますか？





議会だより前号では、SNSを活用した委員会の招集等が実施されていることをお知らせしましたが、使用しているアプリ「オクレンジャー」の持つ機能を活かし、7月からは「議会運営委員会」終了後に、概要を全議員へ配信し、委員会で話し合われた内容を周知しています。

また、これまでは所属する常任委員会の資料は、委員会当日に紙媒体で配布されていましたが、事前に「オクレンジャー」で配信することで、前もって議員一人ひとりが資料の読み込みができるようになりました。

さらに10月からは、「オクレンジャー」の掲示板機能を利用し、所属外の全常任委員会の資料閲覧が可能になりました。

これらの「改革」をとおして、議員個々における学びの深化はもとより、各常任委員会活動のさらなる活性化につながっています。

町民との情報共有においては、3か月に1度発行される議会だよりだけでは、伝えられる情報量やスピードに限りがあるため、議会のホームページ上において「常任委員会活動レポート」を発信



する取り組みに挑戦します。原稿作成から全委員での校正を経るため、委員会開催から公開までは1か月程度を要しますが、現在の予定では11月頃から掲載開始を予定していますので、レポートをご覧になってのご意見等、お待ちしております。

議会運営委員会委員長
江口 智子

進んでいます!! 議会改革 議員定数を3名減の15名に —— 令和6年の次期改選時より ——

議会改革特別委員会では、12月定例会最終日の12月17日に、議員定数及び常任委員会に関する中間報告を行いました。

令和2年10月の委員会設置より、12回の委員会を開催し調査審査を行い、あわせて住民アンケートや議会モニター会議等において、住民からの意見聴取も積極的に行いました。

今回の中間報告は以下のとおりですが、残る事項については今後審査を継続します。

議会改革特別委員会委員長 江 口 智 子



議長からの付託詳細

1 議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減

議会改革の核となるのは常任委員会の活性化であり、適切な定数算出の根拠として、常任委員会数と委員定数の再編を行いました。（詳細は3を参照）

そこから導き出された結論として、15名に削減しても現状の機能を損なうことなく議会運営が可能であるとの結論に達し、令和6年の改選時より議員定数を15名にすることとしました。

2 議員の活躍を担保できる報酬（継続審査）

3 議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数

委員会において「議論を伯仲させる」ためには、委員間討議の体制を作り、議員間で活発な議論をすることが求められます。現状の1委員会6名体制では、辞職や長期療養等により、4、5名での運営を余儀なくされ、活性化と言い難い場面が幾度となくあったことから、全国町村議会議長会の定める1常任委員会の基準定数7名または8名とし、議論の充実を図るべきとの見解で一致しました。さらに議論を重ねた結果、次期改選時において常任委員会数を現在の3から2に、委員定数を7名とし、議長は両委員会へオブザーバーとして出席することとしました。

常任委員会の所管や、広報特別委員会の常任委員会化（住民との情報共有強化のため、広報広聴常任委員会とすべき案）、現在2年間の委員会任期を4年とする案等が浮上しており、最終報告に向けて調査審査を継続します。

4 通年議会は議会活性化に繋がるか（継続審査）

5 自治基本条例の議会条項についての検証と議会基本条例制定の検討（継続審査）



テーマ「議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費」

講師：大正大学社会共生学部教授 江藤俊昭氏

日時：令和4年1月24日（月）10：00～13：00

場所：中標津町役場 1・2号委員会室

昨年12月定例会で「議員定数」及び「常任委員会」について中間報告し、本年からは残る諸問事項「議員報酬」「通年議会」「議会基本条例」についての調査を開始しました。

そのうち「議員報酬」について、上記のとおりオンラインセミナーを受講しました。

議員報酬を論ずる上で確固とした基準はなく、考え方として、行政改革は削減を優先させる効率性が重視されるのに対し、議会改革は地域民主主義の実現であるとしています。報酬を決める際には住民自治を充実させるための条件として議論すべきであるという点がポイントであり、いくつかの算定基準も例示されました。

受講後、全委員のレポート提出を受け、さらに調査を深めていきます。



議会改革特別委員会 委員長 江 口 智 子



研修終了後、浦幌町議会の皆様と

令和4年4月20日(水) 白老町議会
令和4年4月21日(木) 浦幌町議会

議会改革特別委員会が発足して以降、コロナ禍のため改革先進議会の視察機会を調整できずにおりましたが、北海道のまん延防止等重点措置期間が明けたことから、白老町・浦幌町議会に視察を受け入れていただきました。

両議会とも、議会改革に関するセミナーや調査レポート等に必ずと言っていいほど名前が挙がる、長年にわたり改革を実践している議会とあって、通年議会や議会基本条例など、当議会の諮問事項のみならず、常任委員会の機能的な活用、広報・広聴のあり方など、多岐に渡る学びがありました。

また、財政難、町議選における定数割れなど町や議会の問題に対し、座して動かない議会ではなく、自らその課題を見出し、町民とともに試行錯誤を重ねながら解決に向かってきた実践は、そのまま議員個々の誇りと信念という形で新人議員にも受け継がれていることを感じました。

研修後は改革委員のレポート提出を経て、中標津町議会の活性化に向けた課題の洗い出しを進めています。特に、議会モニターからも頻繁に指摘のある一般質問をする議員の偏りや、9月で新編成となる常任委員会の調査研究の更なる深化等、住民の福祉向上に向けて精力的に活動するとともに、議員の活動量を報酬の根拠とする「原価方式」による、議員個々の月ごとの活動について、4月よりデータ採取を開始しました。

今後は更に検証を深め、中標津スタイルともいうべき、議会改革の向かうべき姿を模索するとともに、改革委員会の委員が先頭に立ち、日々の議会活動、議員活動の充実を図るべく実践していきます。



白老町議会での研修



議会改革特別委員会 委員長 江 口 智 子



令和4年6月29日(水) 根室市議会

コロナ禍のため2度の延期を経て、根室市議会への視察を行いました。

事前に質問事項への回答を受け、当日は田塚議長、工藤副議長のもと根室市の議会改革の経緯を伺った後、通年議会、議会基本条例を中心に運用状況を学びました。

根室市の議会運営は、会派制によるところが大きいものの、中標津町議会においても、代表者会議に類する正副委員長会など、合意形成の場として必要との結論に至り、後期より実践すべきこととして議会運営委員会に申し送りしました。

他にも委員会の代表質問や、委員間討議など、申し送り事項は数件にわたり、先に視察した白老町議会、浦幌町議会、そして根室市議会から学んだことを、中標津町議会に落とし込み、早期に実践する予定となっています。

また、前号にて一般質問をする議員の偏りに対する指摘をいただいていることを報告しましたが、9月定例会では9名が一般質問し、少しずつではありますが、改革の成果が表れていることを感じます。

今後は12月に向けて結審すべく、更に議論を深めていきます。

議会改革特別委員会 委員長 江口 智子

私たち議員18人と『対話』しませんか♪ ワールドカフェで開催します

Nakashibetsu 議会 ミルク **café**

11月27日

今年度中止



議会報告会ホームページ

- 参加される方は、マスク着用・手指消毒・検温にご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止となる場合がございます。
- ※中止の場合はHP・SNS・「FMはな」で周知します。



議会改革特別委員会では、令和2年9月以降29回にわたる委員会開催と、白老町、浦幌町、根室市への視察を行いながら、議員定数や報酬に関する調査を進め、住民の皆さまからも、アンケートや議会報告会、議会モニター会議等を通じて意見をいただけてきました。

このほど、5つの諮問事項（指定された事項について調査し意見を述べること）のうち、議員定数と常任委員会について以下のとおり最終報告をしました。

なお、本来であれば本年の議会報告会において、直接皆さまへ報告予定でしたが、コロナ禍により中止となったため、定例会に先立ち12月上旬に、折り込みチラシや町のホームページにて報告をさせていただきました。

1 議員定数は現在の18名から15名となります

議会改革の核となるのは常任委員会の活性化であり、下記②のとおり常任委員会の数と委員定数の再編を行ったことで、議員定数を3名削減しても現状の機能を損なうことなく議会運営が可能であることから、現在の18名から令和6年の改選時より15名とすることをしました。

2 現在の常任委員会数を3から2へ、委員定数は6名から7名とします

現在の総務文教常任委員会、厚生常任委員会、産業建設常任委員会は6名体制で運営していますが、傷病による長期欠席や議員辞職に伴い4、5名体制となるなど、これまで議論の伯仲に至らない状況が散見されました。

よって、次期改選時より上記の3常任委員会を2つに編成し直し、委員定数を7名、議長は両委員会へオブザーバー参加とすることで委員間討議の充実を図るものです。

また、議会広報特別委員会の常任化については、本年9月の後期常任委員会の発足とともに、外部団体を始め住民との積極的な懇談等を推進するため、常任委員会内に新たに分科会を設置し、広聴も含めた必要性について、継続して調査を行います。

以上、議員定数と常任委員会については、住民に対して十分な周知期間を確保するため、速やかな条例改正の検討を議会運営委員会に求めます。

残る3つの諮問事項である議員報酬、通年議会、議会基本条例及び議会のICT化については引き続き調査研究を行い、次号以降の議会だよりで報告いたします。



昨年12月定例会において、議員定数と常任委員会数について最終報告を行い、関連する条例の速やかな一部改正を求めました。その後、議会運営委員会において改正に向け協議し、3月定例会で発議による条例の一部改正を上程、全会一致で可決しました。

その内容について、以下のとおりお知らせします。

1 中標津町議会の議員の定数を定める条例

【条文】 地方自治法第91条第1項の規定に基づき、中標津町議会議員の定数は15人とする。

【解説】 議員定数はこれまでの18人から15人に改正され、次回の町議会議員選挙が行われるときから施行されます。

2 中標津町議会委員会条例

【条文】 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 7人

- ア 総務部の所管に属する事項
- イ 出納室の所管に属する事項
- ウ 監査委員事務局、選挙管理委員会および固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- エ 経済部の所管に属する事項
- オ 農業委員会の所管に属する事項
- カ 建設水道部の所管に属する事項
- キ 他の常任委員会に属しない事項

(2) 文教厚生常任委員会 7人

- ア 町民生活部の所管に属する事項
- イ 町立病院の所管に属する事項
- ウ 教育委員会の所管に属する事項

【条文】 議会運営委員会の委員の定数は5人とする。

【解説】 常任委員会数はこれまでの3から2に、委員定数は6人から7人になり、議会運営委員会の委員定数は6人から5人となります。

総務経済常任委員会は地域振興に関して、文教厚生常任委員会は町民の暮らしに関して所管する部局で大まかに分けて、町民の皆さまに対して分かりやすい情報発信に努めることとしています。

議会改革特別委員会委員長 江 口 智 子



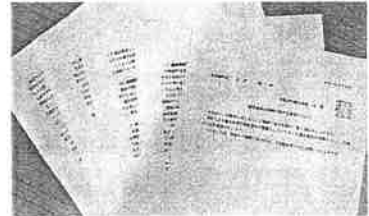
進んでいます!! 議会改革

議会議員の報酬に関する要請を町長に提出しました

議員報酬について現状をお伝えします。

委員会設置当初より、報酬に関する種々の報告書や他の議会の実態に学び、議会・委員会単位でオンラインでの研修を受けるなど、その手法について検討を進めてきました。

報酬を考える根拠として重視したのは次の3点です。



- 1 常任委員会の所管が1.5倍となり、議員に求められる活動量が増大することから、兼職であっても議員活動に重心を置いた活動を担保できること。
- 2 議員のなり手不足が問題となる中、議会の構成は多様な世代が参画することが好ましく、若い世代の人も議員を目指せる環境を作ること。
- 3 町民の理解と納得を得ることは最も重要であることから、報酬額の根拠は議員一人ひとりが説明責任を果たし得ること。

上記を加味し取りまとめた意見を4月3日、議長より町長へ要請しました。

町長が、「中標津町特別職の報酬等審議会」を設置し審議を諮問した結果、審議会からは議会より要請を受けた同内容で答申を受けたとの回答がありました。

議会改革特別委員会委員長 江口 智子

全員協議会「防災力アップ講座」

日時：6月8日(木) 13時～16時

場所：中標津町役場 1階 101号会議室



「第1回防災力アップ講座」を全員協議会で開催し、初めに議会事務局を講師に、4月に設置した災害時行動基準を確認後、議員の安否確認と、情報共有のための災害時緊急掲示板用アプリ「オクレンジャー」を活用しての送受信方法を練習しました。

その後、3班に分かれ、2時間にわたり、総務部総務課防災係から避難所運営ゲーム「Dオはく」の説明を受けながら実践し、結果について意見交換しました。

(松野 美哉子 議員)